

(介 172) (保 245)  
(地Ⅲ244)(法安 160)  
平成 29 年 2 月 17 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦  
松本 純一

認知症に係る運転免許更新等における診断書提出に関する  
情報提供について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 12 日より施行される改正道路交通法に関しては、「認知症に係る診断書提出命令制度の円滑な運用に関するご協力について」（平成 28 年 11 月 24 日付 日医発第 933 号）をもって貴会宛にご協力をお願いをしております。

また、本件の制度運用につきましては、日本医師会では警察庁及び厚生労働省の関係部局の三者で留意すべき点を検討しておりますが、検査及び診断等に関する費用の取扱い等について取りまとめましたので、ご連絡いたします。

1. 運転免許更新等における認知機能検査の結果、第1分類となった高齢者が受診した場合の費用の取扱いについて

今般、警察庁は都道府県警察宛に、別添 1「認知機能検査の結果等に基づく臨時適性検査等の運用上の留意事項について」（平成 29 年 2 月 13 日警察庁丁運発第 25 号 警察庁交通局運転免許課長通知）を発出いたしました。その内容を踏まえて、下記のとおり整理いたしました。

○75 歳以上の高齢者は警察で行う簡易の認知機能検査の結果、認知症のおそれ（疑い）がある「第 1 分類」になった場合、都道府県公安委員会から、臨時適性検査を受けるか（別添 1 の別記様式 1「臨時適性検査通知書」が通知される）または、医師の診断書提出の命令が行われる（別記様式 2「診断書提出命令書」が通知される）。

①臨時適性検査については、都道府県公安委員会が指定する医師の検査を受けることになる。この場合の費用については、公費の対象となる。

- ②診断書の提出命令を受けた高齢者は、「認知症のおそれ（疑い）がある」ことから、警察庁通知に示された「診断書提出命令書」および別添1の別記様式3「医師の皆様へ」とする書面を持って、医療機関を受診することとなる。

この場合の費用の取扱いについて厚生労働省に確認したところ、認知症の疑いがあるとして診察・検査等を実施した場合は、保険請求可能であるが、その際であっても診断書の発行に係る費用については、療養の給付と直接関係ないサービスであり、当該費用は保険請求出来ない、との見解であり、厚生局とも当該見解を共有しているとのことである。

## 2. その他

その他の留意点等につきましては、三者で協議した内容を取りまとめ、現在作成中の「かかりつけ医向け認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書作成の手引き（仮称）」（以下「手引き案」）においてお示しする予定ですが、取り急ぎ、当該資料より抜粋した、別添2「公安委員会に提出する診断書を作成する上での留意点（案）」を添付いたします。参考資料としてご覧いただければ幸いです。

なお、本手引き案につきましては、本年3月1日に開催予定の「都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会」において公表する予定のために作業中であり、今回添付した資料は文言修正等を行うこともあることを申し添えます。

また本制度の施行に関し、本会といたしましても引き続き警察庁、厚生労働省等関係省庁と連携し対応していく所存です。

貴会におかれましては、貴会管下郡市区医師会、及び会員、関係医療機関へ情報提供いただきたく、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

## 記

### （添付資料）

- ・別添1「認知機能検査の結果等に基づく臨時適性検査等の運用上の留意事項について」（平成29年2月13日警察庁丁運発第25号 警察庁交通局運転免許課長通知）
- ・別添2「公安委員会に提出する診断書を作成する上での留意点（案）」  
「かかりつけ医向け認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書作成の手引き（仮称）」抜粋資料

以上

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第25号  
平成29年2月13日  
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長  
各方面本部長

認知機能検査の結果等に基づく臨時適性検査等の運用上の留意事項について  
見出しの件については、「認知機能検査の結果等に基づく臨時適性検査等の運用上の留意事項について」（平成26年8月8日付け警察庁丁運発第113号。以下「平成26年通達」という。）により実施されているところ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条第1項から第3項において、認知機能検査で第1分類となった者は、違反状況に関わらず医師の診断の対象とされ、また、その手続は臨時適性検査のみならず臨時適性検査又は診断書提出命令を行うものとされたこと等から、所要の改正を行い、「認知機能検査の結果等に基づく臨時適性検査等の運用上の留意事項について」（平成28年9月30日付け警察庁丁運発第145号。以下「平成28年通達」という。）により通達したものであるが、この度、更に診断書提出命令に係る留意事項について下記のとおり改正し、平成29年3月12日に運用開始とするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、平成28年通達は本日、平成26年通達は平成29年3月12日をもって廃止する。

#### 記

#### 1 法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査等に係る留意事項

##### (1) 臨時適性検査又は診断書提出命令の対象者の確認と受検等管理

法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の対象者となった者及び対象者でなくなった者は、運転者管理システムにより通報されるので、通報を受けた都道府県警察は、臨時適性検査等の対象者であるか否かについて改めて確認し、速やかに関係手続をとること。

また、こうした臨時適性検査等の対象者の状況及び検査の受検等状況について、関係簿冊を作成するなどし、管理を確実にを行うこと。

##### (2) 臨時適性検査等の対象者の住所地の変更があった場合の措置

通報を受けた臨時適性検査等の対象者が公安委員会の管轄区域を異にして、住所を変更したときは、臨時適性検査等の対象者の通報を受けた都道府県警察は、変更後の住所地を管轄する都道府県警察に事後の手続を引き継ぐこと。

##### (3) 専門医との連携

法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第2項に規定する専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断、診断書提出命令は、府令第29条の3第3項に規定する認知症に関し専門的な知識を有する医師等の診断により行うこととされていることから、臨時適性検査等を円滑に実施できるよう、専門医との連携体制を構築すること。

(4) 臨時適性検査等を行う際の考え方等

ア 対象者の認知機能検査の結果、対象者から生活状況や診断書提出希望等に関する聴取を行った場合はその結果などを踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等を鑑み、対象者が診断書提出命令を受けても正確な診断書を提出することが比較的容易な状況にあると認められる場合や、対象者の認知機能の状況を鑑み、必ずしも専門医の診断に限らずとも、主治医や検査を行える医療機関等と連携して認知症であるか否かの判断が可能と認められる場合は、診断書提出命令を行うこととしても支障がないと考えられること等を勘案して、臨時適性検査等を行うこと。

イ 臨時適性検査の通知に当たっては、その内容や準備すべき事項について説明すること。

ウ 臨時適性検査を実施する場合には別記様式1、診断書提出命令を実施する場合には別記様式2を標準とした通知を書面により行うとともに、認知機能検査を再受検できることを明確に教示すること。

エ 診断書提出命令の通知を行う際には、都道府県警察から府令第29条の3第3項に規定する認知症の専門医又は当該事由に係る主治医（以下「専門医等」という。）に対し、対象者の診断を依頼する別記様式3を標準とした書面による通知（以下「依頼書」という。）を診断書提出命令の通知に同封するなどして、対象者に併せて送付等をするとともに、対象者が専門医等の診断を受ける際は、都道府県警察から当該医師宛ての依頼書を持参しなければならないことを明確に教示すること。

オ 診断書提出命令により提出された診断書の作成時期は、認知機能検査の受検日と近接した時期以降であれば足りる。

(5) 臨時適性検査等により提出された診断書の結果の速やかな登録

臨時適性検査等により提出された診断書の結果については、(1)で作成する関係簿冊等に記録を行うとともに、速やかに運転者管理システムへの登録を行うこと。

また、結果が判明した後は、速やかに、取消し等のための関係手続を行うこと。

(6) 法第102条第4項の規定による臨時適性検査との関係

免許証の更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対しては、免許証の更新等の機会に認知機能検査を行い、その結果に基づき臨時適性検査等を行うこととなるが、認知症の疑いがある者を発見等した場合には、更新等の際の認知機能検査の実施を待たずして、法第102条第4項の規定による臨時適性検査の実施についても検討すること。

また、認知症の疑いがあることを理由とする法第102条第4項の規定による臨時適性検査を行う場合、法第102条第7項ただし書を適用するためには、提出される

主治医の診断書の作成時期が、臨時適性検査の通知を行った後又は通知以前の接着する時期に作成したものであることが必要である。

(7) 臨時適性検査等の対象者の家族等関係者との連携

法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査等及び認知症の疑いがあることを理由とする法第102条第4項の規定による臨時適性検査の対象者は、記憶力・判断力が低くなっている状況がみられる者であることから、臨時適性検査等の適正・円滑な実施のためには、対象者の家族等関係者の協力が不可欠である。

このため、認知症に係るこれら臨時適性検査等を実施する場合は、臨時適性検査等の通知、検査の実施、聴聞及び行政処分の執行等の一連の手續に、可能なかぎり対象者の家族等関係者の立会いを求めるなどして、対象者の家族等関係者と連携した対応を行うこと。

なお、その際には、本人に、家族等関係者の立会いを求めることについて、同意を求めること。

(8) 臨時適性検査等の確実な実施に向けた体制の確立

臨時適性検査等を実施する体制を確立するとともに、担当職員に対して臨時適性検査等の実施手續等に関する指導教養を十分に行うこと。

2 認知機能検査の結果を端緒とした運転適性相談に係る留意事項

(1) 今後の運転の適否に関する相談への対応について

認知機能検査の結果を端緒として、今後の運転の適否に関する運転適性相談があった場合には、認知機能検査の趣旨、臨時適性検査等の手續や運転免許の自主返納（申請による取消し）制度について、相談者に対して分かりやすく、かつ、丁寧な説明を行うこと。

(2) 認知症の受診が可能な医療機関等の教示について

認知症の診断について相談があった場合には、認知症の受診が可能な医療機関や、認知症の相談を行っている精神保健福祉センターを教示すること。また、適切な教示を行うため、専門医や関係医療機関との連携体制を確立しておくこと。

(3) 相談状況等の記録と幹部による指導監督

相談者の氏名、住所及び生年月日並びに相談窓口における相談状況等を確実に記録し、再相談等に対応できるようにするとともに、幹部が相談状況等を把握し、適切な指導監督を行うこと。

(4) 各種相談への適切な対応に向けた体制の確立

医療系専門職員配置等の相談体制の充実や相談場所の確保に留意するとともに、担当職員に対して専門的知識や対応要領についての指導教養を行うこと。

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒否 留 止  
 運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。  
 取り消し 効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

※ 診断書を提出する場合は、〇年〇月〇日までに、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係に提出してください。

※ この通知について、不明な点がある場合には、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係までお問い合わせください。

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係  
 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

臨時適性検査通知書 (記載例)

年 月 日

住所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第2項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 ~~否~~

運転免許の保 ~~留~~ の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

取 ~~消~~ し

効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	平成〇年〇月〇日に実施した認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたため。
適性検査の期日	平成〇年〇月〇日
適性検査の場所	〇〇市〇〇町〇-〇 □□病院
備考	

※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

※ 診断書を提出する場合は、〇年〇月〇日までに、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係に提出してください。

※ この通知について、不明な点がある場合には、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係までお問い合わせください。

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係  
 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇〇)

# 診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される  
 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。  
 が取り消される  
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係までお問い合わせください。

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係  
 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）



診断書提出命令書 (記載例)

年 月 日

住所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第2項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許

が保留される

こととなりますので、御注意ください。

が取り消される

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果	平成〇年〇月〇日に実施した認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があるため。
診断書の提出期限	平成〇年〇月〇日
診断書の提出先	下記の〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係に提出してください。
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係までお問い合わせください。

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係  
住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇〇)

## 医 師 の 皆 様 へ

認知機能検査（※）の結果、認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

〇〇県警察本部交通部運転免許課

(参照)

※ 認知機能検査は、「時間の見当識」（自らおかれている時を正しく認識しているかについての検査）、「手がかり再生」（16の記憶項目を再生することによる記憶力の検査）、「時計描画」（空間把握能力（物の位置を把握する能力）についての検査）からなる検査で、100点満点中49点未満を道路交通法において「認知症のおそれがある」と定めています。

検査内容等は警察庁HPで公表しています。

【担当者】

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係 〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

## ＜公安委員会に提出する診断書を作成する上での留意点＞

### ○「認知症」と判明した場合は、運転免許の取消し等になります。

・「認知症」であることが判明した場合は、道路交通法において、免許の取消し等となり、自動車等を運転することはできません。

### ○道路交通法上の「認知症」は、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」です。

・道路交通法において免許の取消し等となる「認知症」は、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」（介護保険法第5条の2）とされています。

### ○認知機能検査で第1分類と判定された方は、「認知症のおそれ」があるため、医師の診断を受けていただきます。

- ・認知機能検査は、平成27年中、約163万人が受け、第1分類と判定された方は、約5.4万人（3.3%）となっています。
- ・認知機能検査は、「時間の見当識」、「手がかり再生」、「時計描画」からなる検査で、100<sup>点</sup>満点中49点未満を、第1分類としています。検査内容等（※）は警察庁HPで公表しています。  
※「認知機能検査の実施要領について」（平成28年9月30日付け警察庁丁運発第141号）
- ・認知機能検査の第1分類は、警察庁の調査研究により、CDR（認知症重症度）1の方が概ね該当するように点数配分をしており、道路交通法において、「認知症のおそれ」があることを示すものとされています。

### ○診断書提出命令は、本人に対して行うもので、医師に診断書作成を義務付けるものではありません。

- ・認知症であるかどうかの診断が難しく、専門的な検査が必要な場合は、他の医療機関への紹介や警察に問い合わせてください。
- ・診断書提出命令は、提出期限までに提出することとなっています。提出期限までに、診断ができない場合には、警察に問い合わせてください。

### ○診断書は、必ずしもモデル診断書様式でなくて構いません。

- ・診断書は、必ずしもモデル診断書様式を使用しなくても構いませんが、診断書の要件は、法令で定まっております。モデル診断書様式はこの要件を満たしていますので、モデル診断書様式に基づく診断書の作成に協力をお願いします。
- ・モデル診断書様式を使用しない場合は、法令の要件である「認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されている」診断書の提出をお願いします。

## ○認知症と診断された方の免許の取消し等は、公安委員会の責任で行います。

- ・都道府県公安委員会では、医師から認知症と診断された診断書の提出を受けた後、免許取消し等の行政処分を行う場合は、本人からの聴聞等の手続を経て、都道府県公安委員会の判断と責任において処分決定します。

## ○認知症と診断された方への免許の取消し等の判断は、公安委員会が運用基準に基づいて行います。

- ・認知症等の病気に係る免許の可否等の運用基準（※）は警察庁ホームページで公表しています。  
※「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」  
(平成 28 年 9 月 30 日付け警察庁丁運発第 146 号)
- ・「アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）又はレビー小体型認知症」との診断書が提出され、都道府県公安委員会がそのとおり判断した場合は、取消し等になります。
- ・「その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）」について、6か月以内に回復する見込みがないとの診断書が提出され、都道府県公安委員会がそのとおり判断した場合は、取消し等になります。ただし、「その他の認知症」について、6か月以内に回復する見込みがあるとの診断書が提出され、都道府県公安委員会がそのとおり判断した場合は、6か月の停止等になります（医師の診断を踏まえてこれより短期間とする場合もあります。）。
- ・認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合（「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等）の診断書が提出され、都道府県公安委員会がそのとおり判断した場合は、その後認知症となる可能性があることから、原則として6か月後に臨時適性検査を行うこととなります。なお、医師の診断を踏まえて、より長い期間や短期間を定めることも可能です（ただし、長期の場合は最長で1年となります。）。

## ○取消し等に不服がある方は、公安委員会に不服申立て等ができます

- ・免許取消し等の行政処分に不服がある方は、処分をした都道府県公安委員会に対して審査請求や取消し訴訟をすることができます。
- ・行政処分をする際には、法律上、処分の相手方に、不服申立てできること並びに不服申立先（都道府県公安委員会）及び不服申立てできる期間を教示しなければならないので、都道府県公安委員会は、取消し処分等をした方に、不服申立てができること等について必ず教示しています。

## ○認知症でないと診断した方が、その後、事故を起こし、認知症であったことが判明した場合であっても、通常、医師の刑事責任が問われることはありません。

- ・医師が故意に虚偽の診断書を作成したような場合は別として、その良心と見識に基づき、医学的見地から行った診断に基づき作成した診断書について、行った診断に基づき作成した診断書について、結果的にそれとは異なる結果が生じたからといって、それを理由に刑事責任が問われることは通常想定できません。  
(平成 25 年 11 月 19 日参議院・法務委員会において警察庁交通局長が同様の趣旨を答弁しています。)

## ○自主返納した方には、公共交通機関・自治体等による優遇措置があります。

- ・運転免許は、免許が不要となった場合のほか、病気や運転に自信がなくなった場合などには、申請取消し（いわゆる自主返納）することができます。
- ・自主返納した方には、バス・タクシーの割引など、公共交通機関や自治体等による優遇措置があります。優遇措置の内容は、自治体等のホームページを参照してください。

## ○認知症を理由に免許を取り消された方や免許の取消し等の対象となっている方は、自主返納することはできません。

- ・行政処分により免許を取り消された方は、その後、自主返納することはできません。このため、認知症等の病気を理由に、都道府県公安委員会による取消し処分を受けた方は、その後、自主返納することはできません。
- ・自主返納は、認知症を理由に免許の取消し等の対象となっている方はできないこととされており、認知症との診断書が提出され、都道府県公安委員会がそのとおり判断した場合は、自主返納をすることはできません。他方、例えば、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると判定され認知症の診断を受けに来た段階の方は、自主返納をすることができます。

## ○認知症を理由に免許を取消しになった場合でも、3年以内であれば、試験の一部が免除されます。

- ・認知症等の病気を理由として免許を取り消された場合、取消し処分から3年以内に回復した場合であれば、再取得の試験時の試験の一部（技能試験及び学科試験）が免除されます。